

平成 27 年 度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 121 号
平成 28 年 8 月 19 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 矢 富 嗣 敏

浜田市監査委員 澁 谷 幹 雄

平成 27 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査
しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	8
3	平成26年度数値から見た県内8市の比較	10
4	資金不足比率の状況	11
5	まとめ	12

(注)

- 1 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
したがって、比率の合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 3 「-」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

平成 27 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 27 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)(以下「財政健全化法」という。)第 3 条に定める次の比率(以下「健全化判断比率」という。)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 平成 27 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 6 月 23 日から平成 28 年 8 月 15 日まで

第 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に従い適正に作成されているかを、関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字 比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
		国民健康保険特別会計（直診勘定）					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	公営企業に係る会計（法適用企業）	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
	公営企業に係る会計（法非適用企業）	簡易水道事業特別会計					
		公共下水道事業特別会計					
		農業集落排水事業特別会計					
		漁業集落排水事業特別会計					
		生活排水処理事業特別会計					
		国民宿舎事業特別会計					
		公設水産物仲買売場特別会計					
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
	島根県後期高齢者医療広域連合						
	浜田地区広域行政組合						
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合						
地方公社、第三セクター等※	浜田市土地開発公社	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

2 健全化判断比率の状況

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表 1 健全化判断比率の推移

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
(1) 実質赤字比率	-	-	-	12.43	20.00
(2) 連結実質赤字比率	-	-	-	17.43	30.00
(3) 実質公債費比率	10.6	12.0	13.4	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	93.1	106.5	115.8	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3 か年平均値

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、平成 27 年度の各健全化判断比率に対するもの。

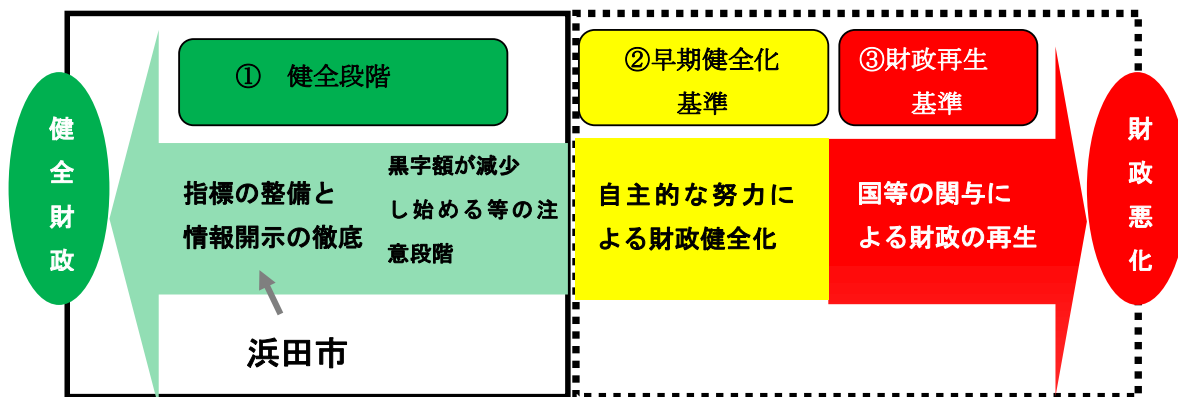
実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

実質公債費比率は 10.6%で、前年度に比べ 1.4 ポイント改善している。なお、早期健全化基準 (25.0%)、財政再生基準 (35.0%) を下回っている。

将来負担比率は 93.1%で、前年度に比べて 13.4 ポイント改善している。なお、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

図 1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

実質収支額(A)は、626,822千円の黒字で、実質赤字比率は△3.02%(△は、黒字を意味している。以下同じ。)となり、算定されないことを確認した。

表2 実質赤字比率（参考値）の推移

[単位：%]

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減
実質赤字比率 (A / B)	△1.81	△3.56	△3.02	0.54

表3 一般会計等における収支の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減	増減率
歳入総額	39,842,483	41,719,456	42,521,030	801,574	1.9
歳出総額	39,262,066	40,890,896	41,872,771	981,875	2.4
歳入歳出差引額	580,417	828,560	648,259	△180,301	△21.8
翌年度に繰り越すべき財源	210,772	96,364	21,437	△74,927	△77.8
一般会計等実質収支額 (A)	369,645	732,196	626,822	△105,374	△14.4

標準財政規模(B)は、20,720,165千円で、前年度に比べ204,902千円(1.0%)増加している。

これは臨時財政対策債が減少したが、標準税収額等及び普通交付税額が増加したためである。

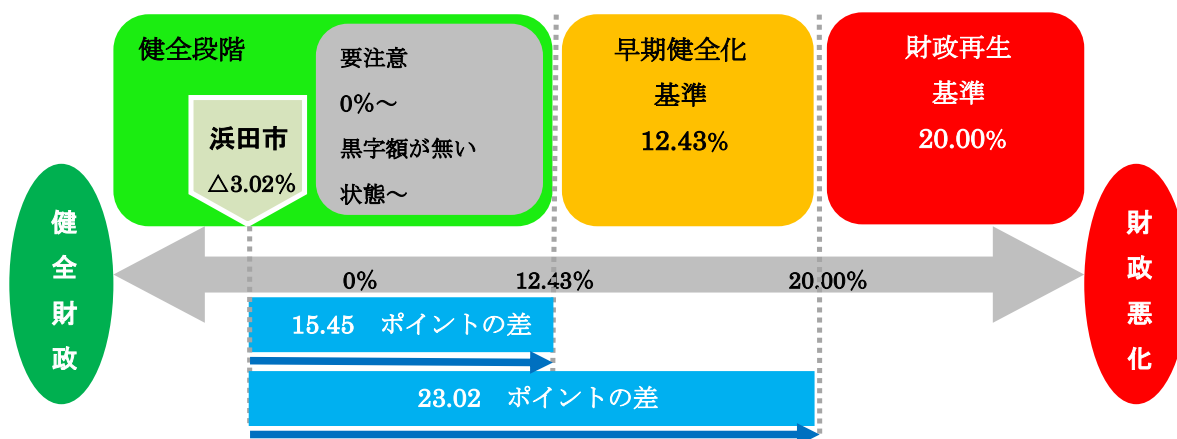
表4 標準財政規模の内訳

[単位：千円、%]

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減	増減率
標準税収入額等	8,122,299	7,993,573	8,265,170	271,597	3.4
普通交付税額	10,867,285	11,116,982	11,156,298	39,316	0.4
臨時財政対策債発行可能額	1,424,523	1,404,708	1,298,697	△106,011	△7.5
合計（標準財政規模）(B)	20,414,107	20,515,263	20,720,165	204,902	1.0

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

図2 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率)》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

連結実質収支額は、1,828,660千円で、前年度に比べ134,237千円(6.8%)減少している。これは主に、一般会計の実質収支額が105,374千円減少したことによるものである。公営企業会計並びに特別会計については、大きな変動はない。

表5 連結実質赤字比率(参考値)の推移

[単位: %]

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増減
連結実質赤字比率 (A+B) / C)	△7.74	△9.56	△8.82	0.74

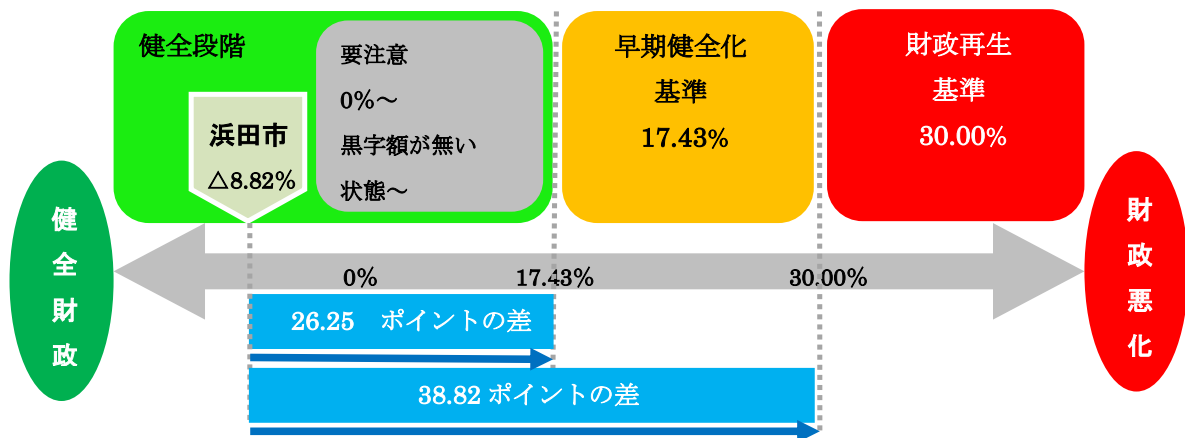
表6 各会計における連結実質収支の状況

[単位: 千円、%]

会計名	実質収支額/資金不足・剰余額				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増減	増減率
一般会計等 (A) 一般会計	369,645	732,196	626,822	△105,374	△14.4

公営事業会計(B)	外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	68,996	62,478	33,588	△28,890	△46.2
		国民健康保険特別会計(直診勘定)	0	0	0	0	-
		駐車場事業特別会計	5,011	692	2,626	1,934	279.5
		後期高齢者医療特別会計	13,348	13,341	14,587	1,246	9.3
	適用)	水道事業会計	665,405	680,378	668,960	△11,418	△1.7
		工業用水道事業会計	455,275	468,450	478,190	9,740	2.1
	(法非適用)	簡易水道事業特別会計	588	636	925	289	45.4
		公共下水道事業特別会計	53	86	143	57	66.3
		農業集落排水事業特別会計	51	1,195	242	△953	△79.7
		漁業集落排水事業特別会計	3	13	13	0	-
		生活排水処理事業特別会計	0	27	62	35	129.6
		国民宿舎事業特別会計	0	0	0	0	-
		公設水産物仲買売場特別会計	2,058	3,405	2,502	△903	△26.5
合計(連結実質収支額)(A+B)		1,580,433	1,962,897	1,828,660	△134,237	△6.8	
標準財政規模(C)		20,414,107	20,515,263	20,720,165	204,902	1.0	

図3 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率)》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか(資金繰りの危険度)を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}} \quad (3 \text{ ヲ年平均})$$

この比率が18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

実質公債費比率は、10.6%で、前年度の比率(平成24年度から平成26年度の3か年平均)に比べ1.4ポイント改善しており、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。また、単年度で比較してみると、当年度は9.46%となり前年度に比べ0.59ポイント改善している。要因としては、まず、分子において比率の低減に大きく寄与したものは元利償還金の減である。元利償還金(繰上償還除く)は、平成18年度の6,612,642千円をピークに年々減少し、平成24年度の4,892,194千円に対し、平成27年度は4,684,362千円と約2億円の減(対平成24年度)となっている。これは、平成18年度から平成27年度に実施した繰上償還(累計約78億円※普通会計のみの金額)の効果によるものである。

次に分母についてであるが、まず地方交付税が、リーマンショック後の特別枠による加算措置や、算入公債費等の増等により、増加傾向にある(普通交付税で対平成24年度3.5億円の増、臨時財政対策債で対平成24年度0.9億円の減)。次に、標準税収入額等についてであるが、法定普通税は減少傾向にあるものの、地方消費税交付金の伸びがそれ以上あるため、トータルで平成24年度と比べ、2.7億円の増となっている。分母においてはこれらの増要因が比率の低減に寄与しているものと思われる。

表7 実質公債費比率の推移

[単位：%]

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増 減
実質公債費比率(3か年平均) ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	13.4	12.0	10.6	△1.4

表8 実質公債費比率の内訳

[単位：千円、%]

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	増 減	増減率
(分子)	地方債の元利償還金(A) (公債費充当一般財源等)	4,765,575	4,715,510	4,684,362	△31,148	△0.7
	準元利償還金(B)	1,418,540	1,436,982	1,435,062	△1,920	△0.1
	特定財源(控除)(C)	179,124	180,101	181,607	1,506	0.8
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除)(D)	3,951,654	4,347,520	4,392,699	45,179	1.0
分子合計 (A+B)-(C+D)		2,053,337	1,624,871	1,545,118	△79,753	△4.9
(分母)	標準財政規模(E)	20,414,107	20,515,263	20,720,165	204,902	1.0
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除)(D)	3,951,654	4,347,520	4,392,699	45,179	1.0
	分母合計 (E-D)	16,462,453	16,167,743	16,327,466	159,723	1.0
実質公債費比率(単年度)		12.47	10.05	9.46	△0.59	-
実質公債費比率(3か年平均)		13.4	12.0	10.6	△1.4	-

図4 実質公債比率の推移

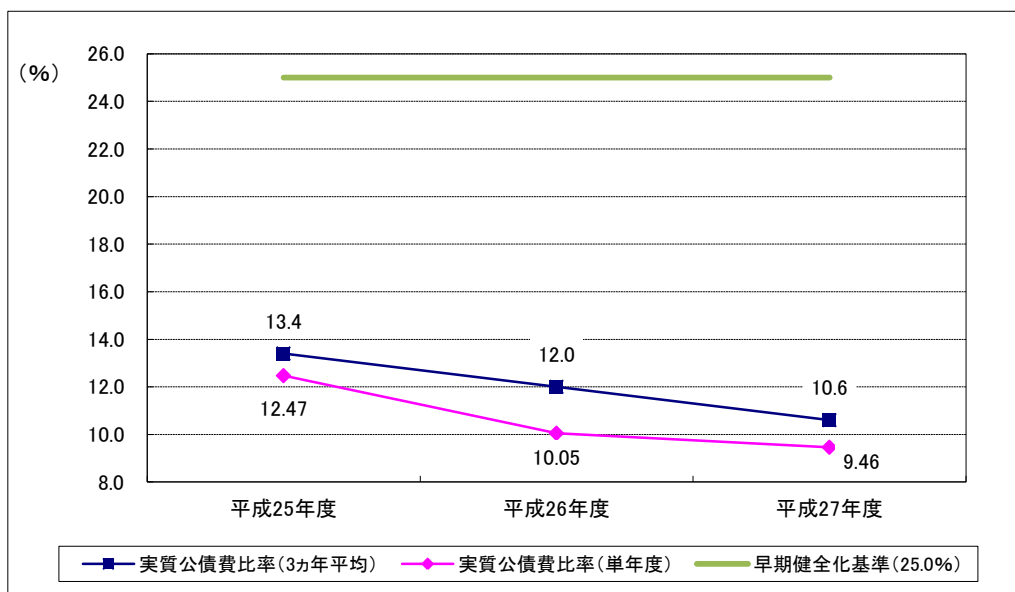
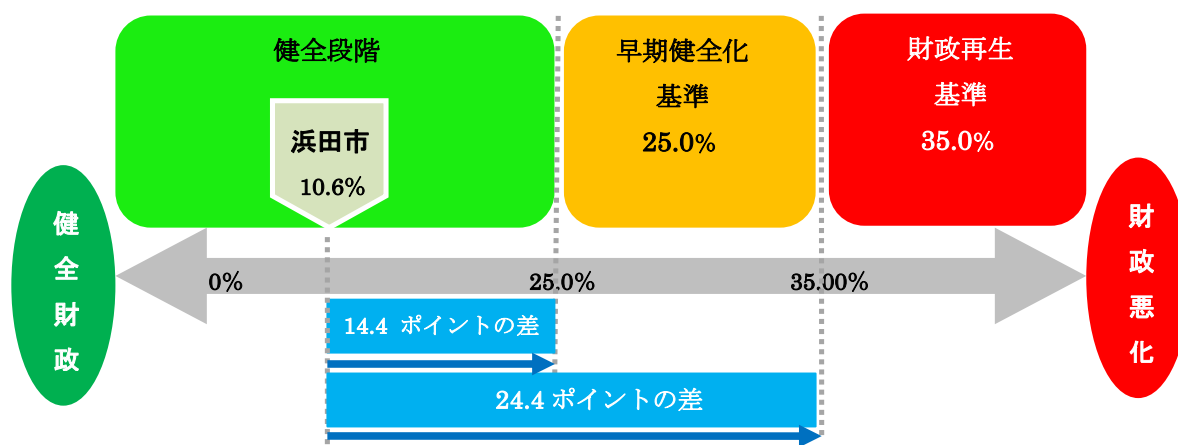


図5 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標であり、健全化4指標の中で最も重要な指標と言える。連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \text{充当可能な財源 (基金・特定歳入等) (B)}}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

将来負担比率は 93.1%で、前年度の比率に比べ 13.4 ポイント改善しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

要因としては、分子において比率の低減に最も大きく寄与したものは充当可能財源等の増加である。増加要因としては、過疎債、合併特例債等交付税算入の大きい起債を中心としていることにより基準財政需要額算入見込額が増となっていることや、減債基金やふるさと応援基金などの充当可能基金の増加が挙げられる。

また、分母についてであるが、普通交付税の増等により標準財政規模が増加しており、これも比率を低減させる要因となっている。

将来負担額自体は、起債残高が増えているため増加傾向にあるが、上述した要因の影響の方が大きいため、結果として将来負担比率の低減につながった。

表 9 将来負担比率の推移

[単位：%]

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	115.8	106.5	93.1	△13.4

表 10 将来負担額等の状況

[単位：千円、%]

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減	増減率
(分子)	将来負担額 (A)	77,509,205	78,450,335	78,985,413	535,078	0.7
	充当可能財源等 (B)	58,436,305	61,216,666	63,784,272	2,567,606	4.2
分子 計 (A-B)		19,072,900	17,233,669	15,201,141	△2,032,528	△11.8
(分母)	標準財政規模 (C)	20,414,107	20,515,263	20,720,165	204,902	1.0
	算入公債費等の額 (控除) (D)	3,951,654	4,347,520	4,392,699	45,179	1.0
分母 計 (C-D)		16,462,453	16,167,743	16,327,466	159,723	1.0

図 6 将来負担比率の推移

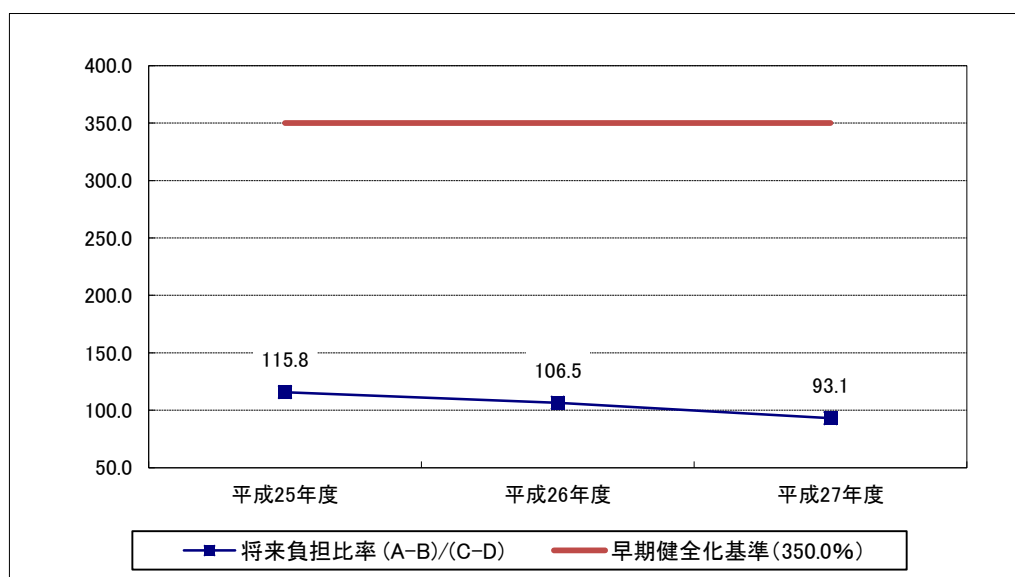
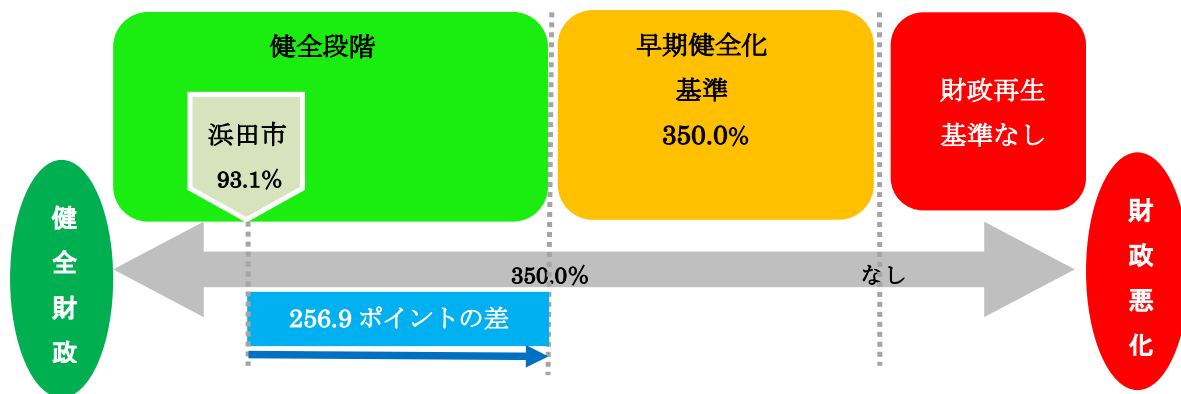
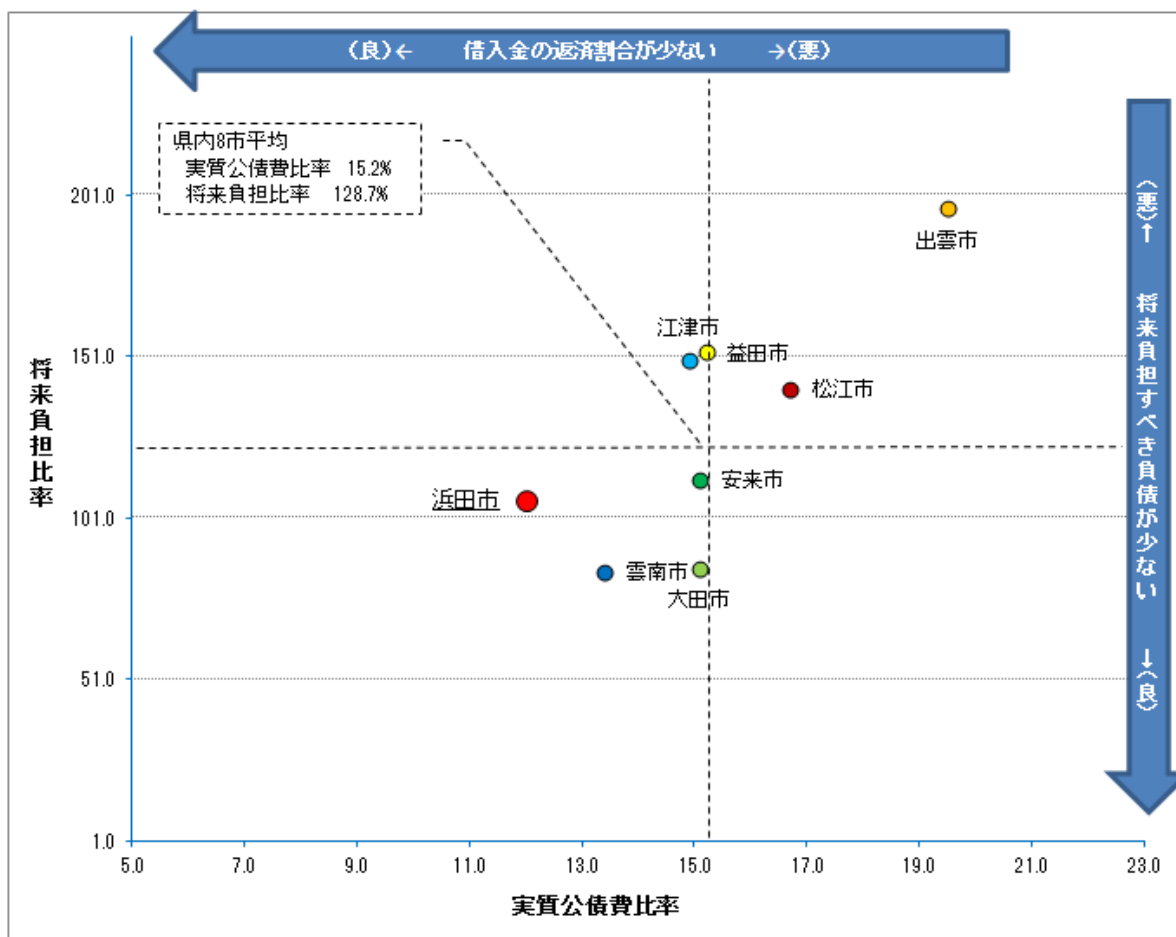


図7 《早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)》



3 平成26年度数値から見た県内8市の比較

図8 《県下8市の将来負担比率と実質公債費比率(平成26年度)の比較イメージ》



浜田市は実質公債費比率で県内1位、将来負担比率で県内3位となっている。将来負担比率で浜田市よりも上位なのは雲南市(84.3%)、と大田市(85.5%)である。それぞれの特徴としては、雲南市は地方債の現在高の割合が低く、大田市は公営企業債等繰入見込額の割合が低くなっている。

4 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

資金不足比率は、次のとおりである。

表 11 資金不足比率の状況

[単位：千円]

会計名		資金不足額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化 基準
		①	②	①/②×100(%)	
法 適用	水道事業会計	-	814,499	-	20.0%
	工業用水道事業会計	-	93,097	-	
法 非適用	簡易水道事業特別会計	-	316,956	-	
	公共下水道事業特別会計	-	83,510	-	
	農業集落排水事業特別会計	-	84,979	-	
	漁業集落排水事業特別会計	-	14,312	-	
	生活排水処理事業特別会計	-	17,278	-	
	国民宿舎事業特別会計	-	277,377	-	
	公設水産物仲買売場特別会計	-	15,741	-	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「-」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 12 資金不足額・剰余額の状況

[単位：千円]

会計名		資金不足額・剰余額		比較
		27年度	26年度	
法 適用	水道事業会計	668,960	680,378	△11,418
	工業用水道事業会計	478,190	468,450	9,740
法 非適用	簡易水道事業特別会計	925	636	289
	公共下水道事業特別会計	143	86	57
	農業集落排水事業特別会計	242	1,195	△953
	漁業集落排水事業特別会計	13	13	0
	生活排水処理事業特別会計	62	27	35
	国民宿舎事業特別会計	0	0	0
	公設水産物仲買売場特別会計	2,502	3,405	△903

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

5 まとめ

各比率の状況を見ると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、626,822千円の実質黒字額となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、1,828,660千円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した本年度の比率は10.6%で、前年度に比べ1.4ポイント向上し、単年度の比率も前年度に引き続き向上している。

将来負担比率については、前年度に比べ13.4ポイント向上した93.1%となっている。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されない。

審査に付された比率全体としては、いずれも国の示す基準の範囲となっている。

今後とも適正で効率的な財政運営に努められたい。